

平成30年7月豪雨被害で
被災された畜産農家の皆様を応援します。

資料2-2

「農業者等復旧応援事業」 のご案内

☆被災して使えなくなった飼料、衛生資材の購入、機械の修繕、ゴミの撤去等にかかる経費を支援します！

☆出荷額の回復につながる販売活動に必要な経費を支援します！



☆京都府の各家畜保健衛生所の職員が、あなたの営農再開をお手伝いします（被害状況確認や今後の営農に向けた相談）

申請書類の作成も
サポートします！

申請締切

第一次締切：平成30年8月31日（金）まで
第二次締切：平成30年9月28日（金）まで

申請書類提出先

各地域家畜保健衛生所、広域振興局などの窓口へ



<衛生対策について>

浸水した畜舎等には、土壌中の病原体が流れ込んでいることがあります。畜舎や周辺の消毒を行ってください。

※事業の詳細は裏面をご覧ください

農業者等復旧応援事業 補助金の事業内容

対象となる方

※ 経営耕地面積が30a以上 又は
農産物販売金額が50万円以上の農家が対象

京都府内で営農されている府民の方で、被害報告のあった畜産農家

支援対象

事業の実施には要件があります。

- ① 水没した飼料、消毒資材の購入費用
(廃棄した飼料分、消毒用石灰など)
- ② 機器の購入経費
(消毒用散布機、草刈機など)
- ③ 機械・施設の修繕経費
(ミニショベル等の堆肥処理用農業機械、
小破程度のパイプハウスなど)
- ④ 被災草地や給水施設の簡易な復旧
(ゴミ等の処理費用、溜舩修理など)
- ⑤ 商談会や販売促進会への出店料 等

※災害復旧のため掛かり増しとなる資材で
平成30年10月末までに使用するもの
が対象です。

平成30年7月豪雨による
被害の復旧のために取り
組まれたものが対象です。

実績報告時に領収証(レシ
ート)や導入資材・機器・
活動状況が分かる写真が
必要です。

農業共済制度の対象とな
る被害は、共済金と補助
金の合計が事業費を超え
ない範囲で補助をします。

※ただし、他の事業との重複申請としないもの。

補助率

費用の1/2以内 (補助上限額10万円/1戸あたり)

当事業の他にも被災した機械の更新支援の事業もありますので、
被災してお困りの場合は、ご相談、お問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ先

山城家畜保健衛生所	TEL0774-52-2040
南丹家畜保健衛生所	TEL0771-42-3308
中丹家畜保健衛生所	TEL0773-25-1860
丹後家畜保健衛生所	TEL0772-43-1125
お住まいの地域の京都府広域振興局(宇治市、亀岡市、舞鶴市、京丹後市)	